

各都道府県議会議長 殿

全国都道府県議会議長会会長
(公 印 省 略)

議員の通称使用の取扱いについて

日頃より、本会の運営について、ご理解・ご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

先般会議概要を報告いたしました 2 月 21 日の総務省の「第 5 回 地方議会・議員のあり方に関する研究会」におきまして、地方議会における議員の通称使用の取扱いに関し、「団体によっては、議事録において、通称ではなく本名のみで記載している例がある。選挙に出た名前と議事録に出ている名前が異なると、議員の活動を住民に知ってもらえず、問題である。」との意見がありました。また、議員の旧姓使用の取扱いに関し、「選挙では使用できるが、議会活動では使用できないという例がある。」との意見がありました。

さらに、国会では、2 月 28 日の衆議院総務委員会等において、地方議会議員の旧姓使用の取扱いについて質問があり、総務大臣から、総務省としても、本件について「三議長会と連携して取り組んで」いく旨答弁がありました。

都道府県議会におきましては、議員の通称使用の取扱いに関し、多くの議会で認めていることが当会事務局の調により、報告されております。なお、衆・参議院においても通称使用が可能となっており、参議院では先例録に記載されております。

こうしたことを踏まえ、貴議会において、所属議員から通称使用の申出があった際には、都道府県議会における事例や、国会における運用を参考に、適切にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(注) 通称とは、「本名以外の呼称が本名に代わるものとして広く通用しているもの」(質問主意書に対する答弁書第 73 号(平成 28 年 3 月 15 日))とされている。旧姓を含む。

参考資料

令和2年3月13日

総務省「第5回 地方議会・議員のあり方に関する研究会」（2.21）及び 衆議院「総務委員会」（2.28）における議員の通称使用に係る発言

総務省「第5回 地方議会・議員のあり方に関する研究会」（2.21）

- 旧姓使用について、選挙では使用できるが、議会活動では使用できないという例がある。議長会において、統一的に、そのようなことがないようにご対応を検討いただきたい。【大山座長代理】
- 団体によっては、議事録において、通称ではなく本名のみで記載している例がある。選挙に出た名前と議事録に出ている名前が異なると、議員の活動を住民に知ってもらえず、問題である。議長会において統一的に対応していただきたい。【河村構成員】
- 本県議会では通称使用を認めており、会議録でも通称を使用するなど、各都道府県議会において対応している。【加藤構成員】

<出典：総務省「第5回 地方議会・議員のあり方に関する研究会（議事概要）」>

衆議院「総務委員会」（2.28）

【西岡秀子委員（立国社）】

（略）地方議会においては、選挙の時は通称、旧姓で選挙に立候補することができますけれども、地方議会においては議会活動はそれが認められないという議会がございます。これは議会の判断によるところが大きいと思いますけれども、選挙では通称が認められ、議員活動が元々の戸籍名の名前で議員活動をするということは、政治家本人にとっても大変な状況がございますし、有権者の皆さんにとっても大変分かりにくい状況もあると思います。

まずこの件について高市総務大臣のお考えを含め、このことは議会が決めることでございますし、総務省が所管をしていることではないかも知れませんが、特に大臣がこのことについて、やはり是正をしていかなければいけないというような方向性を示されるというのは大変大きな影響があると思いますので、大臣のご見解をお聞きさせていただきたいと思っております。

【高市総務大臣】

（略）総務省では、現在、女性をはじめ多様な人材が地方議会に参画しやすくなるための方策について検討するために、三議長会の代表者である議長にも参画をいただき、「地方議会・議員のあり方に関する研究会」を開催しています。先週開催された研究会では、有識者の構成員から「旧姓使用について、選挙では使用できるが、議会活動では使用できないという例がある。議長会において、統一的な対応を検討いただきたい」というご指摘がございました。総務省としても、地方議会における旧姓使用について三議長会と連携して取り組んでまいります。（略）

<衆議院インターネット審議中継を基に作成（未定稿）>

都道府県議会において議員の通称名の使用を認めた事例 (平成25年7月～29年6月)

都道府県	認めた理由	認めた日	決定・協議機関			備考
			議長	議運	その他	
岩手	先例により、議員から、任期中、通称名を使用したい旨の申し出があった場合は、議会運営委員会に諮ったうえで、議長がこれを許可するのを例としているため	27. 9. 17	○	○	—	
秋田	通称使用したい旨、申し出があったため、世話人会で了承した	27. 4. 24	—	—	世話人会	<世話人会> 一般選挙後初めて招集される議会の招集日までの間に議会の運営に関し協議又は調整を行うため、各会派から選出された議員で構成される(議会事務局長が招集)
宮城	本人の申し出による	随時	○	議長が報告	—	戸籍と異なる字体の使用を含む
福島	本人の申し出による	申し出のあった日	—	—	—	選挙後の名簿作成時に確認
東京	本人の申し出による	随時	—	—	—	議長あての申請。事例多数
千葉	先例による	27. 4. 24	—	—	各会派連絡会議	
茨城	本人の申し出による	26. 12. 17	○	—	—	
栃木	本人の申し出による	申し出のあった日	—	—	世話人会	H23. 5. 10の世話人会で決定
埼玉	届出による	26. 3. 3	○	—	—	
		27. 12. 8	—	—	—	
群馬	本人の申し出による	27. 5. 7	—	—	各党(会)派世話	
		29. 5. 22	—	○	人会	
愛知	本人の届出による	届出のあった日	—	—	—	事例多数
石川	本人の申し出による	27. 4. 20	—	—	世話人会(一般選挙後の議運の代替機関)	
京都	本人の申し出による	27. 5. 7	—	—	世話人会	
大阪	本人からの届出による	随時	—	—	—	議会事務局長あて届出。事例多数
兵庫	本人の届出による	届出のあった日	—	—	—	事例多数
岡山	—	—	—	—	—	本人申出により、選挙の際に使用した通称を使用する場合はその使用を認めている
福岡	本人の申し出による	27. 4. 30	—	—	—	戸籍と異なる字体の使用を含む
長崎	本人の申し出による	25. 8. 30	—	—	各派代表者会議	
宮崎	本人の申し出による	—	—	—	—	
熊本	本人からの届出による	届出のあった日	—	—	—	
沖縄	選挙及び前任期間中も通称を使用しているため	28. 6. 9	—	—	各派調整会議	

(注) 上記は具体的事例であるが、要綱で、通称(又は旧姓)について規定している県議会(宮城県(旧姓、通称)、茨城県(通称)、新潟県(旧姓)、富山県(旧姓))もある。

参議院における通称使用の取扱い

九八 議員の氏名は、原則として本名を用いる

議員の氏名は、本名を用いることとするが、議長の許可により、その任期中、本名に代えて通称を使用することができる。

なお、婚姻により氏を改めた議員が引き続き婚姻前の氏を通称として使用することを議長が許可したことがある。

(注) 議員の氏名は、従来、本名を用いることとしていたが、第百四十回国会平成九年六月九日の議院運営委員会理事会において、次の旨の決定があり、同年九月二十九日に召集された第百四十一回から議員の通称使用が認められた。

一 議員氏名

議員氏名は、従来どおり、内閣総理大臣からの当選人報告に基づき、これと当選証書記載の氏名を対照したもの（以下「本名」という。）を用いるのを原則とする。ただし、通称を議員氏名として使用したい議員は、当選証書の対照後、通称使用の許可を申請することができる。

二 通称の範囲

通称とは、公職選挙法制度上の通称（公職選挙法施行令第八十八条の五第七項、第八十九条第五項）とする。通称の使用が許可された場合には、以降任期中、通称使用の例外（叙位・叙勲の申請等、専ら院外で使用するもの又は通称の使用によっては実務上混乱が生じるおそれのあるもの）を除いて、通称を議員氏名として用いるものとする。

<出典：平成二十五年版 参議院先例録>